

## 茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱

### (目的)

第1 この要綱は、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、市が報奨金を支給することにより、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみ問題に対する市民の意識向上を図ることを目的とする。

### (対象団体)

第2 報奨金の支給対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の自治会、子ども会、婦人会、老人会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体又は社会福祉法人であつて、第5に規定する登録を受けたものであること。
- (2) 定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること。
- (3) 再生資源の年間回収回数が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上であること。

### (対象期間)

第3 報奨金の支給対象となる回収の期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### (報奨金の額)

第4 報奨金の額は、20,000円に回収量1トンにつき1,500円を加えた額又は75,000円のいずれか少ない額とする。

- 2 前項の回収量に1トン未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (団体の登録等)

第5 第2に規定する登録を受けようとする団体は、茨木市再生資源集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により、毎年度、指定された期日までに市長に申請して登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の登録申請書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、登録を行い、当該申請者に茨木市再生資源集団回収実施団体登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 第1項の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、その名称、代表者に変更があつた場合には、速やかに茨木市再生資源集団回収実施団体登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 4 登録を辞退しようとする登録団体は、速やかに茨木市再生資源集団回収実施団体登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

### (支給の申請)

第6 報奨金の支給を受けようとする登録団体は、茨木市再生資源集団回収報奨金申請書(様式第5号)を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

### (支給等)

第7 市長は、第6の茨木市再生資源集団回収報奨金申請書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該申請者に茨木市再生資源集団回収報奨金通知書(様式第

6号)により通知し、報奨金を支給する。

(報奨金の取消し等)

第8 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により支給を受け、又は受けようとするとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施し、同年1月1日以後に回収した再生資源について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱の規定は、平成22年1月1日以後の再生資源の回収分から適用し、同日前の再生資源の回収分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱の規定は、平成29年1月1日以後の再生資源の回収分から適用し、同日前の再生資源の回収分については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。



様式第 1 号

茨木市再生資源集団回収実施団体登録申請書

年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

所在地 茨木市

団体名

電話番号

役職名

ふりがな



代表者氏名

(自署の場合は押印不要)

茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱第 5 第 1 項の規定により、次のとおり再生資源集団回収実施団体の登録について申請します。

回 収 実 施 地 域	
年 間 回 収 予 定 回 数 (実施期間は 1 月～1 2 月)	回
回 収 予 定 日、時 間	(曜日) 毎月第 . 曜日 その他( ) (時間) 午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分 その他( )
回 収 予 定 品 目	1 新聞                      2 雑誌 3 段ボール                4 古布 (古着) 5 空き缶                   6 牛乳パック 7 その他 ( )
予 定 回 収 業 者 名	

- (注) 1 回収実施地域の欄は、回収する地域の町名、番号等をできるだけ詳しく記入してください。  
2 回収予定品目の欄は、該当品目の番号を○で囲んでください。

様式第2号

第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

様

茨木市長

印

### 茨木市再生資源集団回収実施団体登録通知書

年 月 日付けで申請のありました茨木市再生資源集団回収実施団体登録については、茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱第5第2項により、報奨金支給対象団体として登録いたしましたので通知します。

- 備考
- 1 団体の所在地、名称、電話番号又は代表者に変更があれば速やかに届出をお願いします。
  - 2 報奨金申請書は、年 月中に提出していただきます。回収業者の引取伝票も同時に提出していただきますので、大切に保管しておいてください。（報奨金申請書は、年 月初めに、市から申請者に送付します。）
  - 3 報奨金は、年間回収回数が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上である場合に支給します。



様式第3号

茨木市再生資源集団回収実施団体登録変更届出書

年 月 日

(届出先) 茨 木 市 長

所在地 茨木市 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

ふりがな

印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱第5第3項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

		変 更 内 容	
所 在 地		(旧)	
		(新)	
団 体 名		(旧)	
		(新)	
電 話 番 号		(旧)	(新)
代表者	役 職 名	(旧)	(新)
	氏 名 <small>(自署の場合は押印不要)</small>	(旧)	印 (新)

(注) 該当する項目について記入してください。



様式第 4 号

茨木市再生資源集団回収実施団体登録辞退届出書

年 月 日

(届出先) 茨 木 市 長

所在地 茨木市 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

ふりがな

①

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱第 5 第 4 項の規定により、登録を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

記

1 辞退の年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 辞退の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第5号

捨印

茨木市再生資源集団回収報奨金申請書

年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

所在地 茨木市

団体名

電話番号

役職名

ふりがな

代表者氏名

印

茨木市再生資源集団回収報奨金支給要綱第6の規定により、次のとおり申請します。

実 施 期 間	年 月～ 年 月 (計 回)	
回収品目 (重量)	1 新聞	k g
	2 雑誌	k g
	3 段ボール	k g
	4 古布 (古着)	k g
	5 空き缶	k g
	6 牛乳パック	k g
	7 その他	k g
	合 計	k g
回収業者名	所在地	

※回収量を証明する書類 (回収業者の引取伝票) を添付してください。

◎報奨金は、下記金融機関の預金口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名		
科 目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義			

様式第6号

第 年 月 日  
号

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

茨木市長



茨木市再生資源集団回収報奨金通知書

年 月 日付け申請の茨木市再生資源集団回収報奨金については、下記のとおり支給しますので通知します。

記

報奨金額 円